

出店要項

1. 出店ブース場所の決定方法

ブース場所は、主催者側で決定します。決定方法に対して出店者は異議を申し立てる事はできません。一旦決定したブースはいかなる理由でも変更することはできません。

2. 出店規約

- 1) フェスティバル期間中に販売される料理、商品、並びにサービスは、事前に申請許可されたものに限ります。許可を受けた料理、商品、サービス以外は提供できません。許可を受けてない料理、商品、サービスは会場内に持ち込むことを禁止します。
- 2) 又、販売商品許可申請は、出店者自らの申請とし、主催者から請求は致しません。また、開催中の申請は受け付けません。事前申請を怠った為に、本来の目的とした料理、商品、サービスを提供できない場合の損害は主催者は一切保証しないものとします。
- 3) 出店者は日本国内の諸法規、会場所管関係行政機関の政令・指導を遵守して下さい。テント外での作業 並びに販売は禁止します。
- 4) 出店料に含まれない備品・装飾品を持ち込まれる場合には、持込み備品、装飾品が日本国内並びに所管行政機関の規定する基準に合致したものである事を確認して下さい。
- 5) 出店料に含まれない備品・装飾品をレンタルされる場合には、出店者、レンタル業者当事者間で交渉、取決めを行って頂くものとし、主催者 並びに 実行委員会は当事者間における交渉、取決め、並びにレンタルに起因するトラブルには一切関知しないものとします。
- 6) 清掃
 - (ア) 出店ブース内の管理、保守保全、並びに清掃は出店者の責任となります。
 - (イ) ブース内、並びに周辺は常に清潔な状態にして下さい。
 - (ウ) ゴミは各日、フェスティバル終了後に各自でお持ち帰り下さい。
 - (エ) また、会場の排水溝には絶対に流さないようにして下さい。
- 7) 上記6) にも関わらず、実行委員会にてブースの中、周辺の清掃がなされていないと判断した場合、清掃業者に清掃を行わせる場合があります。同際には清掃費用を請求させていただきます。

3. ブース別出店規約

(1) 食品調理・販売ブース（レストランブース）

- 1) 1ブースあたり販売料理の種類は4種類までとします。
- 2) 出店者は販売するメニュー及び内容を記入した書類を事前に提出して下さい。尚、書類提出後の料理の変更は当日の販売も含め一切不可能ですので予めご了承下さい。
- 3) 出店者は料理に防塵カバーを付ける等、日本国内の衛生基準に従って下さい。
- 4) フェスティバル初日、保健所の係官が各ブースを訪問し、事前に提出頂いた書類通りの料理が衛生基準に沿った運営がなされているか確認します。
- 5) 適切でないと判断された出店者に対しては、実行委員会、保健所にて販売の中止を命じることもあります。
- 6) 料理の質・量・価格
- 7) 適切な量・質を維持した本格的な味の料理を販売して下さい。また全てのメニューと価格をブースの正面に掲示して下さい。
- 8) 容器
- 9) 可燃の紙製容器のみ使用可能です。
- 10) 飲料の販売はできません。

(2) 飲料販売ブース（ドリンクブース）

- 1) 飲料販売ブース出店者に限りアルコール、ノンアルコール・ドリンク販売を許可します。
- 2) 持ち帰り用の飲料（冷蔵したものや栓を抜いたもの以外）については物販ブース販売可能です。
- 3) 食品販売ブースでは飲料の販売はできません。
- 4) ビン入り飲料販売はできません。
- 5) 販売する商品及び内容の一覧表を提出してください。

(3) 物販ブース

- 1) 出店者は日本国内諸法規、並びに会場所管行政機関の政令・指導に従って頂きます。
- 2) 海外からの輸入品は日本国内の輸入規定に従い正式に輸入された商品に限り、販売可能です。
- 3) 当日は保健所の係官が各ブースを訪問し、事前に提出頂いた書類通りの商品（食品のみ対象）を販売しているか確認します。
- 4) 適切でないと判断された出店者に対しては、実行委員会、保健所にて販売の中止を命じることもあります。

- 5) 物販ブースで試食・試飲を行う場合は、下記の通りの備品が別途必要です。
シンク・石鹸・ウェット・ティッシュ
- 6) 果実販売
①冷凍果実販売
- 7) ブース内には手洗いの為の水タンク、石鹸、ウェット・ティッシュ 並びに手洗い後の水を受けるポリバケツを用意して下さい。
②カット・フルーツ販売
- 8) ブース内には手洗いの為の水タンク、石鹸、ウェット・ティッシュ 並びに手洗い後の水を受けるポリバケツを用意して下さい。
- 9) ブース内での皮むきは禁止です（食品調理・販売ブースの範疇となります）
- 10) 保健所で許可されている施設にて事前に皮をむき、食べられる状態で清潔な容器に入れ、会場に持ち込んで下さい。
- 11) 販売する商品の内容の一覧表を提出してください。（別紙）

4. 出店及び販売の中止

- 1) 本出店規約及び日本国内の諸法規、所管行政機関の政令・指導を遵守されない、または衛生上・提出書類上の不備を保健所から指摘される等を含め、主催者及び行政機関から出店の中止を命ぜられた出店者に対して主催者は、出店の中止を命ずる権利を有します。
- 2) 開催期間中の出店中止命令については如何なる場合でも出店料はお返し致しません。
- 3)

5. くじ引き、スタンプラリーの禁止

開場内では有料、無料を問わず出店者でのスタンプラリー、ガラポン、くじ引き行為は禁止致します。これらの行為は、公平を保ち、諸法律に違反しないように本部の方で一括して行います。

特に有料くじ引き行為は賭博開帳関連法規で規制されておりますので、ブース内での行為は厳禁致します。

これら行為が発見次第、営業停止処分となりますのでご注意ください。

6. チラシ、パンフレット配布の禁止

開場内ではチラシ、パンフレット等の配布は主催者の事前承諾が必要です。

承諾のないものは、一切配布を禁止致します。

7. 売り上げの保証について

主催者は出店者に対して売上げ、利益の保証は致しません。天候、警察及び行政指導、疫

病、風評他によるフェスティバルの中止に対して主催者は出店料、見込み利益の補償、仕入れ済み商品の補償、レンタル品や人件費の補償、移動費、宿泊費、他フェスティバルへの振り替え他一切責任を負わないものとします。また、フェスティバル中止の決定権は主催者のみが有します。いかなる理由でも出店者は主催者の決定、指導に異議を申し立てる事はできないものとします。異議を申し立てる出店者は、出店権利を放棄したものとみなし、即刻退場処分とします。また退場処分による損害は主催者は一切責任を負わないものとします。

イベントが開催しているのにも関わらず出店をしなかった出店者はいかなる理由でも「辞退」とみなします。この場合は出店料の返金、見込み利益の補償、仕入れ済み商品の補償、レンタル品や人件費、移動費、宿泊費、他フェスティバルへの振り替えや割引など一切の責任を負えないものとします。強硬な出店者にはフェスティバルの妨害とみなし、警察への通報、損害賠償を請求します。

8. 返金について

一旦支払われたブース代はいかなる理由でも返金致しません。また他フェスティバルへの振り替え、値引きも行ないません。

9. 出店者の共同責任

出店者の全員もしくは一部で起こした原因による水道、排水、電気、その他すべての事故については主催者は一切の責任を負わないものとします。一部の出店者による事故は出店者全員に責任が発生するものとします。従ってお互いに事故、違反を起こさないように心がけて下さい。

10. 設備について

- 1) 水道、排水設備、電気設備の無許可の改造、配線は一切禁止するものとします。
- 2) 特に電気設備は1kwのみ耐用できるよう設置されております。無許可のコンセント増設や配線の変更は一切認めないものとします。又これらの無許可行為による事故や損害には主催者は一切責任を負わないものとし、違反者に対して責任を負わせるものとします。
- 3) テントは簡易的に設置されたもので完全なものではありません。従って、雨、風、盗難などに対して出店者の方で防備をしてください。自然災害や、盗難に対しては、いかなる理由でも主催者は責任を負わないものとします。
- 4) ゴミ・備品レンタルについて
退出時は必ず主催者の立ち会いのもと、ゴミ、レンタル備品のチェックを受けて下さい。無断退場により、ゴミの放置、レンタル品の紛失時は代金を請求します。
- 5) 水道、排水、電気設備はすべてフェスティバルを目的とした“簡易”設備であります。

従ってフェスティバル開催前、開催中に一時的に使用できなくなる場合があります。
この場合出店者は異議を申し立てできないものとし、主催者は売上補償や出店料の返金など一切の責任を負わない事とします。用意された以上の水、電気を使用する予定のブースは、ポリタンク、発電機などを用意して下さい。但し、保健所や会場の規定には従うものとしします。

11. その他

- 6) 事前告知の有無に限らずイベントの内容、ステージの内容、テント・設備の仕様や設置場所の変更やその他に対して出店者は意義を申し立てる事はできないものとしします。また、これらを理由としたキャンセルに対しては出店料の返金、仕入れ済みの材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル品代金や宿泊費、移動費など一切の保証はできないものとしします。
- 7) 出店者は出店と同時に事前告知の有無に限らず出店要項を理解し、同意したものとします。従って同意できない、もしくは、同意しない出店者は出店者の都合によって出店権利を放棄したものとし、ただちに会場から退場して頂きます。この場合、仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル商品の代金や宿泊費や移動費など一切の保証はできないものとし、支払い済みブース代金、その他も返金しないものとしします。
- 8) 主催者は提供したテント、テーブル、椅子、電気、蛍光灯などの使用状況をいつでも確認する権利を有します。間違った使用方法に対して使用中止、是正を指導する権利を有します。又使用中止による損害は主催者は一切保証しないものとしします。
- 9) 開催後の退出時は主催者に備品の有無、ゴミの撤去完了などの立ち会いの上、退出許可を主催者から得てから、退出できるものとする。この場合、備品の破損、紛失が確認できた場合、その場で弁償するものとする。ゴミの違法投棄もゴミ処理代金を支払うものとする。
- 10) 出店要項は日本語・クメール語のみしか用意はありません。その他の外国人出店者様の場合、各自で翻訳、通訳を出店料振込み前に事前に行い、出展要項の内容を理解してから出店料の振込みを行って下さい。
- 11) 日本語を理解できないと理由とした出店要項の違反は認められません。また違反を行った場合は出店権利を放棄したものとして出店禁止にいたします。この場合、仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル商品や宿泊費、移動費など一切の保証はできないものとし、支払い済みブース代金、その他も返金しないものとしします。
- 12) フェスティバル運営に関しては各フェスティバルごとで状況が異なっております。他のフェスティバルの運営方針を要求したり、強行する出店者はイベント運営の妨害とみなし、即刻退場していただきます。この場合、主催者は出店料の返金他一切の責任、

補償はいたしません。

- 13) 荒天、大風、地震その他でフェスティバルが中止になった場合は、支払い済み出店料の50%を返金します。中止に伴う仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル商品や宿泊費、移動費など一切保証はできないものとします。また他イベントの振り替え、割引もできないものとします。
- 14) キッチンカーの出店場所はメニュー、車の大きさ（跳ね上げ部分を含む）、会場到着時間によって変更になる事もあります。渋滞などで会場到着が遅れた場合、出店できない場合があります。これらの場合、いかなる理由でも出店料の返金他イベントへの振り替え、割引、仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル品や宿泊・移動費など一切の保証はできないものとします。